第六条第二項各号列記以外の部分中「日本放送協会（以下「協会」という。）」を「協会」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第七号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第八号中「放送試験局及び放送試験衛星局」を「地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局」に改め、同項第九号中「放送」を「基幹放送」に改め、同条第三項中「放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）」を「学園」に改め、同項第四号中「基本計画」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同項第五号及び第六号中「事項」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同項第七号中「放送試験局及び放送試験衛星局」を「地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局」に改め、同項第八号中「放送」を「基幹放送」に改め、同条第四項中「又は衛星補助放送」を削り、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第五項中「第三条の五」を「第八条」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　経営方針として次に掲げる事項

イ　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定

ロ　週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の編集の機構及び考査に関する事項並びに災害放送に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

第六条第六項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第二号中「災害放送に関する事項」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同条第七項を削り、同条第八項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第二号中「事項」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同項を同条第七項とする。

第七条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第八条第一項の表中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十条の二第二項中「衛星系によるものに限る。」を削り、「放送局」を「衛星基幹放送局」に改め、同条第三項中「放送局」を「基幹放送局」に、「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号）を「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）」に、「第九条の二」を「第十二条」に、「標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和五十八年郵政省令第二十三号）」を「標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号）」に、「第三条から第七条まで」を「第四条から第八条まで」に改め、同条第四項中「衛星系によるものに限る。」を削り、「放送局」を「衛星基幹放送局」に改め、同条第五項から第九項までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十条の三の表第一号中「放送局」を「基幹放送局」に、「併せて指定する」を「、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」に改め、同表第二号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第三号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、「及び衛星補助放送を行うもの」を削り、「超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）」を「超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）」に、「第五条の二」を「第七条」に、「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十三年郵政省令第二十五号）」を「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号）」に、「第二条から第七条まで」を「第三条から第八条まで」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第四号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第五号中「放送局」を「基幹放送局」に、「第九条の二」を「第十二条」に、「第三条から第七条まで」を「第四条から第八条まで」に、「標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十年郵政省令第七十七号）」を「標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）」に、「第二条から第十条まで」を「第三条から第十一条まで」に、「標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成六年郵政省令第四十七号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式」という。）第一条の三から第一条の十一まで及び第一条の十三から第一条の十六まで」を「標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式」という。）第五条から第十三条まで及び第十五条から第十八条まで」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第六号中「放送衛星局及び放送試験衛星局並びに放送」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局並びに基幹放送」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第七号中「第三条から第八条まで」を「第四条から第九条まで」に、「第二条から第十条まで」を「第三条から第十一条まで」に、「第二条から第十条まで」を「第三条から第十一条まで」に改め、同表第八号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十一条第二項第一号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十二条第一項第二号中「規定により」の下に「無線局の目的、」を加え、「又は無線設備の設置場所」を「、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第九条第五項の規定により届出をしようとする場合

第十二条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十五条第一項第一号、第三項及び第四項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十五条の二の二第一項中「放送局」を「基幹放送局」に、「放送の区分」を「基幹放送の区分」に、「放送の種類」を「基幹放送の種類」に改める。

第十六条第一項第七号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第二項中「放送局に」を「基幹放送局に」に改め、同項第二号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第三号中「放送事項」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同項第五号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項に次の一号を加える。

六　一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあっては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称

第十六条第三項及び第四項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第二十条の二第一項中「第二十条第一項、第五項及び第六項」を「第二十条第一項、第七項及び第八項」に、「第二十条第七項」を「第二十条第九項」に改め、同条第三項中「第二十条第十項」に改める。

第二十条の三第一項中「（同条第八項」を「、第四項（分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項（合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項」に、「地位を承継しよう」を「地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしよう」に改め、同項第二号中「事業の全部」の下に「（法第二十条第四項の場合にあっては、無線局をその用に供する事業の一部。以下この条において同じ。）」を加え、同項第三号中「による登記の予定年月日」を「がその効力を生ずる予定年月日」に改め、同条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項に次の一号を加える。

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

第二十条の三第四項第二号中「足りる書類」の下に「（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）」を加え、同条第七項中「第二十条第二項」の下に「、第四項又は第五項」を加える。